

令和3年9月29日
防災危機管理担当部長 米川 鉄也

北広島市感染症対策本部等の取扱いについて

令和3年9月28日、国において「緊急事態解除宣言」が発令されたことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定により読み替えられた同法第25条の規定に基づき、北広島市感染症対策本部を廃止しますのでお知らせします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、北広島市新型コロナウイルス感染症対策検討会議において引き続き措置することとします。

記

- 1 名 称 北広島市感染症対策本部
- 2 設 置 日 令和3年4月26日（月）
- 3 組 織
 - (1) 本 部 長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 本 部 員 教育長、防災危機管理担当部長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、教育部長、教育部理事、建設部長、経済部長、水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計室長、消防長
 - (4) 事 務 局 保健福祉部健康推進課及び総務部防災危機管理室危機管理課
- 4 廃 止 日 令和3年9月30日（金）
- 5 北広島市新型コロナウイルス感染症対策検討会議の組織
 - (1) 議 長 市長
 - (2) 副 議 長 副市長
 - (3) 構 成 員 教育長、防災危機管理担当部長、総務部長、企画財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、子育て支援部長、教育部長、教育部理事、建設部長、経済部長、水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計室長、消防長
 - (4) 事 務 局 保健福祉部健康推進課及び総務部防災危機管理室危機管理課